

第1 調査の目的等

1 目的

この実態調査は、過疎化、高齢化が進行する中小規模の市町村における地域公共交通の確保・再編の変遷、代替交通手段の運行・利用状況等を調査し、今後の地域公共交通の検討に資するよう、地域公共交通の確保・維持に係る市町村の取組を明らかにするために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（21）、市町村（69）

地域公共交通に関する取組を行う上で、課題を抱えていると考えられる市町村は、中小規模の市町村に多いと考えられることから、本調査では、以下の条件①～④に従って、調査対象の市町村を選定した。

- ① 本調査で調査対象とするコミュニティバス等の交通手段を導入している市町村
- ② 上記①で選定した市町村のうち、人口5万人未満（平成27年国勢調査時点）の市町村
- ③ 上記②で選定した市町村のうち、(i)～(iii)に掲げるいずれかの条件に該当する市町村
 - (i) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条及び第33条で規定されている「過疎地域」
 - (ii) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条に基づき指定された「振興山村」を有する市町村
 - (iii) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条に基づき指定された「半島振興対策実施地域」
- ④ 上記③で選定した市町村のうち、(iv)、(v)に掲げる全ての条件に該当する市町村
 - (iv) 財政力指数0.5未満（平成27年度時点）（注）
 - (v) 高齢化率26.6%以上（平成27年国勢調査時点）（注）

（注） 財政力指数の0.5については平成27年度時点の、高齢化率の26.6%については平成27年時点の全国平均に当たる数値である。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 実施期間

令和元年12月～4年1月